

令和3年第12回三朝町教育委員会定例会 議事録

開 会 日	令和3年12月22日（水曜日）
開 催 場 所	三朝町役場2階 第2会議室
出 席 者	西田寛司教育長 塩谷俊樹委員、石田仁樹委員、加藤るみこ委員
欠 席 者	村岡麻梨委員
説明等の出席者	山中教育総務課長、山本社会教育課長、朝倉図書館長、小谷指導主事、福田教育総務係長
報 告 事 項	(1) 教育総務課事業について (2) 三朝町学校給食アレルギー対応食に関する実施要領の一部改正について (3) 社会教育課事業について (4) 名勝及び史跡三徳山・名勝小鹿溪保存活用計画について (5) 三朝町内の文化財について (6) 図書館事業について
議 事	議案第38号 小学校外国語指導助手の再任用について
協 議 事 項	な し
そ の 他	な し

会 議 の 内 容

- 1 開 会
教育長 午後1時57分
令和3年第12回定例会を開会します。
- 2 前回議事録
の承認 前回の議事録につきましては、石田委員と加藤委員に承認をいただいております。
- 3 議事録署名委員
の指名 本日の議事録署名委員は、加藤委員と塩谷委員を指名いたします。
- 4 報告事項
教育長 12月は議会がありまして、議会については特に教育委員会関係のお話はなかったと思っております。教育委員会関係は補正予算と三徳山の土地の取得の件でした。
PTAの全国表彰を三朝中のPTAがもらわれました。その県教委への報告を明日、PTA会長、校長等と足羽教育長の所に報告に行ってきたと思っております。
1月になりますと、教育総務課の予定に視察研修ということで1月13日から14日、大洗町に行くということにしておりまして、コロナの影響もありますので、どれぐらい大きくなるかもわかりませんが、今の予定ではそうい

ったように行くということにしております。

行事的なものとしたらそんなことで、あと教員人事、中部教育局のヒアリングが終わりまして、今度はもう一度教育局とのヒアリングを終えて、いよいよ来年度に向けた人事が進んでいきます。内示をですね、下の方にありますけど3月10日に臨時会を開いて内示をするということになるのかなと思います。3月5・6日と人事ヒアリングが鳥取でありまして、それに出席した結果で内示するということですので、予定の方よろしくお願ひしたいと思います。

あと私事というか、付け加えて報告させていただくと、今、鳥取県の町村教育長会の会長をさせてもらってます。中国5県の中で、広島の前会長さんが全国の前会長をしてらっしゃって、山口の前会長さんが全国の副会長をしてらっしゃいます。残りの鳥取・島根・岡山で常任理事を出しております。私は鳥取県の前会長をしますから理事としてその会に出てるんですけど、今、岡山の早島の徳山教育長さんが今月で辞めると言われて、島根の津和野の世良教育長さんが2月で任期で辞めると言われて、そうすると任期があるのはお前しかおらんということで、12月の26日から常任委員ということになりました。そうすると2月に常任委員会がありますので、多分2月に東京に出張するようなこととなります。そういうことで出事が増えるかもしれないと思っておりますけど、よろしくお願ひしたいと思います。

事務局

(1) 教育総務課事業について

(資料により報告)

教育長

ここまでで一旦切らせてもらって、何かご意見ご質問がありましたら。

教育委員

1月13日の視察研修というのは、教育長が行かれるということですか。

教育長

はい。事務局研修で、職員と。ちょっと補足してもらえますか。

事務局

はい。茨城県大洗町の小中学校が小中連携について良い取り組みをされているということですので、その視察に教育長と事務局職員2人の3人で13・14日と行く予定としております。

教育委員

はい。

教育長

他はいかがでしょうか。

各教育委員

(意見等なし)

事務局

(2) 三朝町学校給食アレルギー対応食に関する実施要領の一部改正について

(資料により報告)

まず保護者からアレルギー対応食の依頼が出てきたら、それに基づいて打合せ会を開く時に申請書なり決定通知書をします。それから対応食を実施するという流れで今、行っているところです。

転入生と在学中の児童生徒がアレルギー対応食をする時に、どの部分についてすればいいかというのがわからなかったもので、その追加をさせていただきました。

補足ですが、現在、小学校で8名、中学校で4名、アレルギー対応食の実施を行っております。

教育長 アレルギー対応食の要綱の一部改正ですが、おわかりいただけましたでしょうか。

教育委員 改正理由で、学校を経由することが決定等の判断に時間を要する、これを迅速にするために改正をされるんですね。

事務局 はい。

教育委員 それで、今まではどうで、どういう時間を要したので、これを省いてこういうふうにしますという説明をお願いしたいんですが。

事務局 例えば、新中学1年生の継続の分のところを見ていただくと、以前の分は3番目の打合せ会について、中学校長がメンバーに通知をしていたのを、調理センターからメンバーに通知をするようにしたこととか、古い方の4番目のアレルギー対応食の実施申請書を、学校から教育委員会に紙を出して、それをまた教育委員会から学校に出していたようなものについてを、調理センターから保護者というふうなことで、学校を挟まないで直接のやり取りをさせてもらうようにした。それで学校については最後決まってからコピーというか、こういうふうにしますよというのを学校に渡すような変更をさせていただきました。

教育長 書類の流れは保護者から学校、学校から教育委員会、教育委員会からその打合せ会というか、認定するための会を開いて決定を受けて、その決定を調理センターが保護者に出す。で、出す時にその控えを学校でも綴っておく。今まではそこに学校が入っていて事務が煩雑だったから、学校への提出を抜いて、調理センターで一括事務を行うということで簡略化したという説明ですかね。

 いかがでしょうか。

教育委員 簡略化によって生じる問題点はありますか。

事務局 特にありません。今回直すのも、学校と調理センターで話をしながら進めてきたものです。

教育委員 よくアレルギーがあつて、いろいろ救急車搬送になったりする場合に、全ては教育委員会が責任を取るということでそういうことになったのか、それとも給食センターと校長がしっかり連携を取って、そういうことのないようにということで周知徹底していくということで別に何ら問題がないということですね。

事務局 その点につきましては、学校と調理センターと連携してするようにしております。書類を出したりとか、経由を変えたという、それだけです。

教育委員 それだけです。

教育長 加えると、調理センター長は教育総務課長が兼ねていますから、調理センターと教育総務課はイコールとなります。学校との紙のやり取りをちょっと簡略してスムーズにしたというか。その代わり、認定された子どもさんの通知書の写しが行って、学校でしっかりと指導していただく…。

教育委員 というのと合わせて、教育総務課長さんが頻繁に連絡を取り合って、そこから辺の事故がないようにアフターフォローをされるということですね。

事務局 はい。今もしておりますし、調理センターにも週何回か行ってますし、何かあった時はすぐに対応しております。学校とも結構な割合で話をさせていただいております。

教育委員 業務の繁忙さとかいろいろあると思うんですけども、やっぱり命に関することなので、ちょっとそこが聞きたかったところです。

教育長 他にはいかがでしょうか。

教育委員 第4条第2項に「検討会等を開催し」とあります。右側に「検討会を開催し」とありますが、「等」をつけられたのは何があるのでしょうか。

事務局 基本的には検討会を開催いたしますが、例えば保育園関係者に話を聞くのに、町内の保育園関係者と話をしたりとかする時には検討会を開催するんですけど、例えば遠い所から来られる園児さんとかについては、一緒に集まてすることができない時は、その場合について電話で話をしたり聞き取りを行うこともあるので、「等」をつけさせていただきました。基本的には検討会を開催いたします。

教育委員 聞き取りというのがあるから「検討会等」としたと。

事務局 ほとんどないですけど、例えば転入とかで遠方の方から来られる時に、この最初の検討会を電話での聞き取りとして、ただ3月の方には必ず保護者の方に来ていただいて最終チェックをさせていただくので、保育園からの聞き取りについて電話でのやり取りをすることもあるので、「等」をつけさせていただきました。基本的には検討会を開催いたします。

教育長 ならえでないか。事務的には検討会で必要性を検討するだけで。聞き取りですと状況を聞くだけだから、何も検討するわけではない。検討しないんだったら別になくてもいいんじゃないということですよ。他に重要な…。

教育委員 改正してあるから、どういう意味で改正してあるのかなというだけで。

事務局 そういうことがあり得る場合があるので、「等」を付けさせてもらっています。

教育長 だけど、要は全員揃ったところが検討会であって、全員揃わずに検討することもあるのか。

事務局 あと、非常に軽いアレルギーの場合は、事前の検討会を開催しないこともあるかもしれないので、「等」を付けさせていただきました。

教育長 いや、しないんだったら「等」はいらない。会を開かないんだから。

事務局 ただ、電話でのやり取りはする予定ではあります。

教育長 フルメンバーじゃない会があって、それを検討会とは呼べないから、準ずる会を開いているということですね。

事務局 はい。

教育長 いかがでしょう。

教育委員 ないならいらんのでは。

教育長 という話ですよ。

教育委員 他にないならいらんのでは。変える必要がないのではないかな。検討会でいいのではないかな。

それと、これは意味が通じないと思ったところがある。5ページの上に、準用の6条の2項で、中学校のことをうたっていると思うんですけども、『同条中「就学前児童」とあるのは「入学前児童等」と読み替える、「就学予定の小学校」とあるのは「入学等予定の中学校」と読み替える』というのが中学校のことにについて、中学校に入学、又は転入する生徒のアレルギー対応に対応してると思うんですけども、この3行目の「入学前児童等」というのがあるけども、この「等」は何を指しているのか。入学前か転入かということを表すのに「等」を使っているんじゃないかなと思うんだけども、入学前か転入かというのを言ってるのかなとは思っただけだけど、「児童等」って書いてあったらこの「等」なのか。児童等なのか生徒のことなのかと思ったら入学前しか言えないし、「入学前等生徒」だったら「入学前生徒」と「転入前生徒」と2つ言えるけども、この「等」は何を指しているのかな。「児童」はどうなるのかな。「生徒」ならわからんでもないけど。まだ中学校に入学してないから「児童」って言ってるのかなとかいろいろ考えてみたけども、その辺がほかの文章は「生徒」って出てくるから。右の隣の第3項には「転入生徒」とか出てくるから、どうなのか。

教育長

多分、中学校入学前の児童なので、児童なんですけど、転入だったら生徒ですから、児童じゃないですよ。その生徒も含めた意味で入学前児童と生徒も含めて言っていることでしょう。

事務局

そうです。児童生徒。

教育委員

転入なら生徒だけでも、転学なら児童だと。

教育長

入学前ですからね。

事務局

おっしゃるとおりです。

教育委員

児童ね。そうしてくると、「就学前児童」というのがあるじゃないですか、小学校に。小学校に入る前は児童じゃない、園児か何かになってくるんじゃないの。「就学前園児」って書かないといけないんじゃないの、そこは。

教育長

今の理屈で言うと、生徒になろうとする人を入学前児童と呼ぶんだったら、児童になる前の子どもについては就学前児童と呼ぶのはどうなんですかという質問なんです。

事務局

ちょっと、はっきりした呼び方の統一が我々もできていないのが実際のところかもしれません。就学指導を行う時に、園から小学校に就学するお子さんの場合、こちらが出す入級承諾書なんかは、「児童名」という書き方で園の方には出していますので、個人的には園のお子さんも「児童」という呼び方で今してしまっているのが現状です。しっかりした根拠がない状態です。すみません。

教育長

便宜上使っているということで。

教育委員

だったらそこは「生徒」でいいんじゃないか。「入学前生徒」。

教育長

「入学前生徒」という言葉に変えたらつじつまは合うけどいかがですかという質問です。さっきの件です。「等」の前の。「入学前生徒等」とすれば。

事務局

ちょっと例規担当と相談してみます、すみません。

教育長

さっき事務局が言った話で、言葉の定義がされてないから、こんなの前に定義はないですかね。1条が目的で、2条に用語の定義を入れておけば「こういう表現だけど、こういう人を指す」ということが書いてあればそれで済んじゃうんですけど。条文だとそういうのがことさら作ってある。

教育委員

だけど、この文章の前の2項に、「三朝町の中学校に新たに入学し、又は転入する生徒」って書いてあるじゃないですか。この「入学し、又は転入する」っていうのは生徒のことについて言ってるんだから、「入学する生徒又は転入する生徒」というふうに読み替えられるでしょ。ここを「児童」と読むの。「入学する児童又は転入する生徒」って見えるの。

教育長

見えませんね。

教育委員

生徒のことを言ってるんでしょ、ここは。

教育長

生徒ですね。

教育委員

だから、ここは生徒じゃないといけんということだと思う。

事務局

ちょっと例規担当と確認してみます。すみません。

教育長

ありがとうございます。ちょっと用語のところを整理させていただいて、総務課の例規担当とも話をしたいと思います。

事務局

(3) 社会教育課事業について

(資料により報告)

12月12日、かがやく子どもフェスティバル、委員には行司の方で大変お世話になりました。それから、絵画コンクールの講評において、委員にお世話になりました。委員の皆さんをはじめ、たくさんのボランティアの皆さん、地域の皆さん、それから中学生にも協力をいただいて、盛会に実施することができました。

今日の三朝大学は25人の参加で、全体的には41人の募集をいただいて、全5回の講座を実施することができました。本日、無事に終えることができました。

1月15日の青空体験塾についても、中学生に少し協力をいただいて、ボランティアをお願いできないかというところで進めているところでございます。

(4) 名勝及び史跡三徳山・名勝小鹿溪保存活用計画について

年度末の完成を目指して作業・調整を進めているところでございます。また、報告をさせていただきたいと思っております。

(5) 三朝町内の文化財について

(資料により報告)

神像の鳥取県文化財指定について、指定の種別は絵画彫刻の部ということで指定をされたものであります。左の写真で3体の物、これが鎌倉時代13～14世紀の物と言われております。それから右側の物、これが平安時代後期12世紀ごろの作と見られております。こちらが神社に置かれておりますので、現在、防犯設備の強化を検討されておられます。4年度の鳥取県の間接補助事業を利用して、鍵の強化であったり、警報装置の設置について検討されて

いるところです。

事務局

(6) 図書館事業について

(資料により報告)

鳥取の民芸品展について、展示するものとしましては、郷土玩具と陶器。郷土玩具につきましては、流しびなとかはこた人形、陶器につきましては、湯飲みとか皿などで、これについてはどこの窯が来るかまだ不明なんですけれども、展示をさせていただきます。

本の福袋と題して、本の題名は伏せたままなんですけども、何が入っているかわからないお楽しみ袋としまして、テーマのみの表示ということで袋に詰めて本を貸出しいたします。併せて、雑誌とかに付いてきます付録も合わせて袋の中に入れてさせていただいて、お楽しみということで企画をしております。

教育長

社会教育課、図書館について、何かご質問がありましたらお願いします。

教育委員

文殊堂の屋根の破損の原因は何ですか。

事務局

具体的にはわかりません。

教育長

経年劣化ではないです。強風です。修理歴を見てください。屋根を替えている。何十年も経った屋根ではない。経年ではない。

文殊堂は強風で尾根まで吹っ飛んだことがあって、修理をしています。平成の時代に。

教育委員

平成に？

教育長

平成にしているんですよ。だから、経年劣化ではない。ちょっと確認しておいてください。多分、強風だと思います。春先の風で。冬の間は確認に行けませんので、冬の突風かも知れませんが、いずれにしても冬期間から春にかけての突風で壊れた。で、三徳の谷の冬は谷風がとても強いもんですから、そういう過去にもこの文殊堂は屋根が剥がれたり、飛んだことがあります。

教育委員

はい。

教育長

他はいかがでしょうか。

教育委員

図書館の、本の福袋というのは今年が初めてじゃないですよ？大体何冊くらい入っていて、利用者の方の感想はどんなものなんですか。

事務局

袋の中には3冊入れております。何年もやってきたものです。ただ申し訳ありません、利用者さんからの感想は私は耳にしておりませんでした。

教育委員

それでも毎年されているということは、利用があるということですよね。

事務局

全部で 50 袋くらい準備をさせていただきます。それが全部出てしまいます。

教育委員

初めて知りましたので、非常に面白いなと。借りる方としてみたら、何が入っているんだろうと。ひょっとしたら、自分の好みでないものが入っているかもしれないですけど、まあ福袋というのはそういうものですから。非常に面白いなと思いました。

教育委員

それとやっぱり、新しい本に出合うっていうきっかけづくりに、すごくいいのかなと。いつもやっぱりこういう感じの本を読んじゃうので、そういう

視点からもすごく意味のある取り組みかなというのを聞きながら思いました。

事務局

やっぱり、何が入っているかわからないということで、先ほども言われましたけれども、利用者さんの違った趣味の本が入っている可能性があります。それを読んでいただいて、じゃあこっちを次に読もうかという利用者も中にはあると思いますので、今後も続けていきたいと思います。

教育長

まあ、テーマだけは決まっていますから。それで今、図書館で準備していますから、帰りにでも寄ってもらおうとその準備状況がわかると思います。

教育委員

借りてみたいと思う感じですね。

教育委員

そうですね。

教育長

他はいかがでしょうか。

事務局

福袋の件ですけれども、対象期間としては1月4日からということで、報告させていただきます。

教育長

1月4日から1月16日までですね。

事務局

1月4日から始めますが、最終16日より前に全部出てしまった場合は、また準備するのか、そこは検討させていただきます。

教育長

とりあえず50袋を準備して、この期間に福袋をするということですね。

他はいかがでしょうか。

各教育委員

(意見等なし)

5 議 事

事務局

議案第38号 小学校外国語指導助手の再任用について

(資料により説明)

どうして今この議案を出すかと言いますと、1月に再任用をするか意思を決定する必要があるって、それを鳥取県交流推進課に伝えなくてはけませんので、まず教育委員さんに承認をいただいてから本人の意向を確認するという流れでございますので、今この12月にこの議案を出させていただきたいと思います。

教育長

再任用について、申込と言いますか意向調査があつて、それまでに教育委員さんの意見を聞いておくと。で、再任でよいという意見でしたらそのまま手続きに入りますし、いや、変えた方がよいということになると、別の人を探さないといけないということなんです。具体的に言うと。

皆さんからご意見がありますでしょうか。

各教育委員

(意見等なし)

教育長

特に意見なしということで、そうしますとこの方をお願いするということにしたいと思います。異存なしということで。

6 協議事項

教育長

本日の協議事項は特にないようです。

7 その他

教育長

特に事務局はないようです。

8 閉 会

教育長

次回は1月25日火曜日、午後1時30分集合、定例会は午後2時からということでよろしくお願いします。

以上をもちまして、第12回三朝町教育委員会定例会を閉会します。

午後2時41分